

令和4年度包括外部監査報告書 意見一覧

No.	頁	事項名	担当部局	担当課室等	指摘・意見の区分	指摘事項の内容	対応状況等
1	25	各団体に関する点検評価表について	総務部	行政経営課	意見	<p>福島県行政改革推進本部の公社等外郭団体見直し部会が作成した「公社等外郭団体の点検評価等」記載の「点検評価等の実施方法」によれば、以下に記載の視点1から3の評価項目に沿って評価することが求められている。本年度の監査対象とした三団体では、三団体が行う一次点検評価、三団体が行った二次点検を県の所管部局が点検する二次点検で、ともに「点検評価等の実施方法」に沿って行われているとは言えない点が見受けられた。</p> <p>県においては、18もの外郭団体の点検評価を行っており、それらの比較可能性を確保するために、各団体の点検評価表は、「点検評価等の実施方法」に基づき記載内容を統一するべきと考え、点検の実施者である行政経営課において、各部局及び各外郭団体に指導することが望まれる。</p> <p>また、「点検評価等の実施方法」によると基本的考え方として「マネジメントサイクルが確立され、成果重視の主体的・自立的な公社等経営が確保されるかを評価」するとしている。この含意は、①マネジメントサイクルの確立②(マネジメントサイクルの確立による)「成果重視の主体的・自立的な経営」の確保の2つの意味を含んでいる。マネジメントサイクルとは、「計画」「実行」「評価」「改善」の一連の流れ(PDCAサイクル)を指すものである。それぞれを明確に規定しなければ、次の段階での検討に困難をきたし、抽象的・概念的な記載になってしまう。すなわち、「計画」を明確に規定しなければ「実行」できたかどうか曖昧になり、「実行」が概括的であると「評価」が困難になり、「評価」が困難であると「改善」するべきなのかどうかの判断が難しくなる。その結果、次年度の「計画」の策定も難しくなる。なお、「計画」は「目標」や「理念」とは異なり、期間内での実現可能性があるべきである。「計画」に具体性がなければ「実行」「評価」「改善」もまた具体性に乏しくなってしまう。可能な範囲で数値目標をいれるべきである。</p> <p>本年度の監査対象とした三団体では、一次点検評価表・二次点検評価表共に「改善」の記載があまり見受けられなかった。「評価」の段階で問題点・課題等の抽出が弱いため、「改善」まで記載ができていないと思える。</p> <p>さらに、「計画」について、一部、具体性に乏しいものがあった。三団体ともに、経費削減についてコメントをしているが、「計画」においては、削減する費目や削減目標金額を明記し、削減方法も記載するべきであり、それに沿った「実行」「評価」「改善」を行えるようにするべきである。</p> <p>「販路拡大」や「サービス向上」についても、なんからの計画水準を達成したかどうかの評価のポイントになるべきである。この点でも、「計画」における数値化が重要である。仮に、計画では30%増加を目指していたところ、実績が15%増加にとどまっていたら、それは「改善」の対象になるべきで、15%の増加を(肯定的な)評価の対象とするべきではない。</p> <p>以上のような、①マネジメントサイクルを確立したうえで、②「成果重視の主体的・自立的な経営」の確保ができるかどうかを検討することが、点検表の趣旨であると思料する。監査対象とした三団体の点検表の記載では、三団体、県所管部局ともに「成果重視の主体的・自立的な経営」の可否まで、踏み込んでいる記載が乏しかった。今後の改善が望まれる。</p> <p>【点検評価等の視点と主な評価項目】 《視点1:計画性》 公社等経営の理念・目標・方針等が、各種計画等に反映され、事業の企画立案、実施、評価、改善が行われているかという、経営マネジメントサイクルの視点 【評価項目:定性指標】 ○各種計画の目標値と実績の差異の分析 ○環境変化、住民ニーズ的確な把握など 《視点2:経済性・効率性》 事業の収支バランスと採算性・収益性の視点 【評価項目:定量指標】 ○施設稼働率・収支比率・人件費比率など 【評価項目:定性指標】 ○収支バランスや収入増加策の評価 ○経費削減策の評価 ○サービス向上策の評価など 《視点3:個別課題への対応状況》 各公社等の個別課題の取組状況・進捗管理</p>	令和5年度公社等外郭団体の点検評価の実施に当たって、包括外部監査意見を各公社等及び各公社等の所管部局へ共有するとともに、「公社等外郭団体への関与等に関する指針(平成16年10月策定)」策定の趣旨である公社等の主体的・自立的な運営を尊重しながら、「点検評価等の実施方法」に沿った適切な点検評価がなされるよう、各公社等及び公社等を所管する各部局に求めた。
2	32	(一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構)監事の評議員会への出席について	商工労働部	医療産業集積推進室	意見	令和3年6月23日に開催された評議員会においては、事業報告及び決算承認の評議がなされたところ、その評議員会には監事2名の出席がなかった。資料として添付された監事監査報告は、結論として、問題がない旨である適正意見であったため、その記載を参考の上、評議員会において、問題なく評議が行われたものと理解できる。しかし、評議員から、監事監査の報告に対して質問や意見が出た場合は、監事が出席していなければ速やかな回答ができない恐れがあり、議事が滞ることになる。監事には評議員に対する説明義務が課せられていることから、監事2名のうち少なくともどちらか一方評議員会に出席できるように今後も努力すべきである。	令和3年6月23日の評議員会は、監事は出席予定であったが、開催日直前に監事から欠席の連絡があり、やむを得ず監事不参加で開催となったものである。御意見のとおり、評議員会、理事会には監事は出席すべきとの考えであり、評議員会、理事会の開催にあたっては、毎回、評議員、理事、監事に対して複数日候補に挙げて日程を調整しており、今後とも監事が参加するよう努めていく。
3	32	(一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構)重要な取引等についての理事会決定の可否の検討	商工労働部	医療産業集積推進室	意見	当機構は、監査対象年度において、リース金額総額が38,247千円のリース取引について、理事会で承認決議を取っていない。当機構が準拠しなければならない一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第90条第4項は、重要な財産の処分及び譲受け(1号)、多額の借財(2号)等を例示とする「重要な業務執行の決定」を理事会から理事に委任することができない、と定めている。この条項の趣旨は、重要な業務執行については理事の専決とはせず、合議体をもって慎重な検討を促すという点である。この点、条文中、「重要な業務執行」とはなにか、「重要な財団」「多額の借財」はどの範囲かといった解釈が問題となるが、組織の規模と取引の金額規模、期間、特性などを踏まえて、職務権限規程に明示し、長期に渡るリース契約や業務委託契約なども職務権限規程に沿って重要な業務執行にあたる場合は、理事会の決定を得るべきものと考えられる。	長期に係るリース契約が①重要な財産の処分及び譲受け(1号)、②多額の借財(2号)に該当するかどうか検討し、令和6年度中に必要事項を規程等に定める。
4	42	(一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構)相見積書の入手について	商工労働部	医療産業集積推進室	意見	当機構では所定の社内決裁を得れば、100万円を超える業務委託であっても競争入札をすることなく、また、相見積書を入手することなく随意契約を締結することは可能である。発議書を閲覧したところ、「すぐに対応できる近隣業者であること」等を理由として相見積書を入手していない案件がある。委託業者から提出された見積金額の妥当性を検証するため、入手がどうしても困難な場合を除いて相見積書の入手が必要である。また、生物試験で使用するため、年間相当数の動物(ミニブタ)を購入しているが、品質に対する信頼という意味では一理あるが、購入先が提示する価格の妥当性を検証しない理由にはならない。ミニブタを販売する業者は全国に数社あり、参考見積書を入手することは可能である。定期的に参考見積書を入手して、購入先が提示する見積金額の妥当性を検証することが望まれる。	100万円以上の契約においては、一般競争入札を実施しているが、入札に適さない案件においては、プロポーザルによる企画コンペや随意契約を実施しており、生物試験に供する動物の入手に当たっては、動物の品質・供給量は重要な要件であるため、取引開始前に現地視察や動物実験委員会に諮るなどの対応により購入先を選定している。購入先が提示する見積金額の妥当性の検証については、令和6年度中に購入先の再調査を行い、価格や管理体制などを確認していく。
5	43	(一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構)受注案件単位の原価管理について	商工労働部	医療産業集積推進室	意見	収益事業は、発生した原価は顧客が負担するのが原則であり、顧客に正しく原価を転嫁するためには受注案件単位で原価を集計する必要があるが、当機構では受注案件毎の予算を作成しておらず案件に紐づけた原価管理を行っていない。管理部門は各受注案件の予算と実績を比較する情報を持っていないため、発生原価の事後検証ができていない。これは人件費についても同様であり、管理部門は職員の勤務時間を受注案件に紐づける情報(案件毎の実績作業時間)を持っていない。当機構の見積書には、試験の所要時間を算定したうえで「試験実施後、試験時間等に過不足が生じた場合は請求書にて処理を行う」旨の記載が付されることであるが、案件毎の実績作業時間を把握していない現実では、顧客に対して納得感のある追加請求をすることは困難である。少なくとも、消耗品費と人件費に関しては受注案件に紐づけた原価管理が必要である。各案件の予定原価(消耗品費、人件費等)と実際原価を比較して見積の妥当性を検証し改善を重ねる。それを続けることで見積書の精度も高まり、結果として当機構の見積書に対する顧客の信頼も高まると考える。受注案件単位の原価管理が望まれる。	原価管理がしやすい部分から開始して、令和6年度中に受注案件単位での原価管理方法の導入に向けて検討していく。
6	43	(一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構)消耗品の管理について	商工労働部	医療産業集積推進室	意見	<p>当機構は、備品(耐用年数1年以上であって取得価額10万円以上)以外の物品を消耗品と定義している。当機構の財務規程には以下の定めがある。</p> <p>第6章 物品 (購入及び修繕) 第35条 物品を購入し又は修繕しようとするときは、物品購入伺(様式第6号)又は物品修繕伺(様式第7号)によるものとする。 (検収) 第36条 物品を購入し又は修繕しようとするときは、出納役が検収しなければならない。 (売却、廃棄、その他の処分) 第37条 不用になった物品又は損傷して修繕できない物品(修理することがかえって不経済になる物品を含む。)があるときは、保存の必要があるときを除き、処分伺(任意様式)により、売却、廃棄、その他の処分をするものとする。 (物品保管) 第38条 出納役は、物品を常に良好な状態で供用又は払出しができるよう保管しなければならない。</p> <p>消耗品費の予算は101,688千円にも上り、事業費の主要項目である。当機構は、運営経費について絶えず精査を実施し経費削減を図っていく方針であることから、消耗品費の管理について以下の対応が望まれる。</p> <p>ア 消耗品の実地棚卸について 当機構の予算には、事業費だけで年間101,688千円もの消耗品費が計上されているが、消耗品は購入時に費消されたものとみなす運用となっており、消耗品の実地棚卸は行われていない。消耗品の中には、試験間で供用されるものもあるであろう。そのような消耗品は、財務規程において「出納役は、物品を常に良好な状態で供用又は払出しができるよう保管しなければならない」と定められている。出納役が物品の状態を把握するには、物品の受払記録が不可欠であり、受払記録と実態の乖離を把握するのが実地棚卸である。財務規程を順守するためには、実地棚卸の実施が不可欠である。経費削減に取組むのであれば、消耗品の購入についても絶えず精査していく必要があり、実地棚卸によって消耗品の必要以上の購入や滞留が検出されることもある。経費削減という面からも実地棚卸の実施が望まれる。</p> <p>イ 発注先への残高確認について 当機構の財務規程には、「物品を購入し又は修繕しようとするときは、出納役が検収しなければならない」とあるが、管理部門が毎回検収に立会うことは実務上は困難である。その上、当機構では物品の実地棚卸が行われていないことから、管理部門が物品そのものを目にする機会は多くなく、内部牽制が強いとはいえない状況である。過去には、内部牽制が十分でない研究機関において、現場担当が業者に架空取引を指示して手段事実のない取引の代金を業者に管理させる行為が問題になったことがある。公的機関でこのような問題が発覚した場合、その信用は大きく失墜することになる。そのような問題を発生させないためにも、管理部門による関与は重要である。管理部門の関与手段として残高確認が考えられる。管理部門から業者に対して、預け金の有無を直接文書で問い合わせる回答を入手することは、一定の牽制効果があると思われる。残高確認の導入を検討することが望まれる。</p>	物品と消耗品を明確に区分した上で、試験毎に異なる消耗品を購入することが多く、棚卸に適さない面がある消耗品の取扱いをどうするのか、実態を踏まえて令和6年度中に見直しを進めていく。

No.	頁	事項名	担当部局	担当課室等	指摘・意見の区分	指摘事項の内容	対応状況等																									
7	45	(一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構) 人件費の管理について	商工労働部	医療産業集積推進室 一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構	意見	<p>当機構が平成30年3月に公表した経営改善計画には、財政基盤の強化の方策のひとつとして経費削減に資する勤務体制の見直しに記載されており、夜勤及び土日勤務体制の見直しと効率的な業務推進により人件費の削減に努めると書かれている。人件費は、当機構の支出額の39%を占める重要な運営経費であり、その発生が多寡は当機構の業績を左右する力を持つ。</p> <p>令和3年度の当機構の予算と実績を比較した結果は、下表のとおりである。</p> <p>経常費用減少の最大の要因は、事業費(人件費を除く)の減少であるが、顕著なのは県や委託者へ実費請求する費用の減少であり、費用減少ほどには利益は増加しない。生物試験数減少等に伴う消耗品費の減少(▲45,888千円)や受託事業対象案件減少に伴う負担金の減少(▲37,371千円)の減少等は、当該費用見合いで収入も減少するからである。</p> <p>一方、人件費は予算よりも2割弱も少ない水準となり、利益増加に貢献している。人件費を削減できた理由について、当機構担当者からは「採用を計画していた人員を確保できなかったこと、病欠者が発生したこと、収益部門の稼働が低調で残業代が少なかったこと」が主な理由と伺っている。人件費の多くは県からの管理業務委託料で賄われており、管理業務委託料は固定収入のため、人件費の減少は利益の増加に直接貢献する。</p> <p>人件費に関しては、事業計画書に「業務の性質により、臨時職員、嘱託職員及び派遣職員等の活用を図り、効率的な業務の執行を図る」と記載されている。当機構には雇用者としての責任があり、一度雇用した職員を容易に解雇することができないのは当然であるが、一方、管理業務委託料は今後減少する見込みであることから人件費の抑制は重要な課題である。採用計画の精査と部門間の垣根を超えた職員間の協力により、引き続き人件費の抑制に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内訳</th> <th>予算</th> <th>実績</th> <th>差異 (予算-実績)</th> <th>差異割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費</td> <td>445,669</td> <td>366,032</td> <td>▲79,637</td> <td>▲17.9%</td> </tr> <tr> <td>管理費(人件費を除く)</td> <td>5,411</td> <td>9,863</td> <td>4,452</td> <td>+82.3%</td> </tr> <tr> <td>事業費(人件費を除く)</td> <td>750,671</td> <td>570,600</td> <td>▲180,071</td> <td>▲24.0%</td> </tr> <tr> <td>経常費用合計</td> <td>1,201,751</td> <td>946,495</td> <td>▲255,256</td> <td>▲21.2%</td> </tr> </tbody> </table>	内訳	予算	実績	差異 (予算-実績)	差異割合	人件費	445,669	366,032	▲79,637	▲17.9%	管理費(人件費を除く)	5,411	9,863	4,452	+82.3%	事業費(人件費を除く)	750,671	570,600	▲180,071	▲24.0%	経常費用合計	1,201,751	946,495	▲255,256	▲21.2%	引き続き、人件費の抑制に努めていく。
内訳	予算	実績	差異 (予算-実績)	差異割合																												
人件費	445,669	366,032	▲79,637	▲17.9%																												
管理費(人件費を除く)	5,411	9,863	4,452	+82.3%																												
事業費(人件費を除く)	750,671	570,600	▲180,071	▲24.0%																												
経常費用合計	1,201,751	946,495	▲255,256	▲21.2%																												
8	49	(一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構) 料金表の見直しについて	商工労働部	医療産業集積推進室 一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構	意見	<p>医療機器の安全性評価試験のうち、電気/物性/化学的安全性評価試験に係る収支の予算と実績を比較した結果は下表のとおりである。</p> <p>電気/物性/化学的安全性評価試験は、民間企業が以前から収益事業として実施している分野であり、原価率335%は通常では考えにくい水準である。安全性評価機能はセンター事業の柱であり、当該事業は将来的には料金収入により自立を目指す考えであることから、適正な価格で収入を獲得していく必要がある。しかし、前述のとおり当該料金の算定資料は保管されておらず、監査時点ではその妥当性を検証することができない状況である。当機構担当者の説明によると、試験料金の見直しの一環で、電気/物性/化学的安全性評価試験の検証作業を開始しているとのことである。早期の検証を期待したい。</p> <p style="text-align: center;">(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算</th> <th>実績</th> <th>差異 (予算-実績)</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金収入 ①</td> <td>70,240</td> <td>52,687</td> <td>▲17,553</td> <td>75.0%</td> </tr> <tr> <td>事業費支出 ②</td> <td>151,367</td> <td>176,627</td> <td>25,260</td> <td>116.7%</td> </tr> <tr> <td>収支差額 ①-②</td> <td>▲81,127</td> <td>▲123,940</td> <td>▲42,813</td> <td>152.8%</td> </tr> <tr> <td>原価率 ②/①</td> <td>215.5%</td> <td>335.2%</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		予算	実績	差異 (予算-実績)	達成率	料金収入 ①	70,240	52,687	▲17,553	75.0%	事業費支出 ②	151,367	176,627	25,260	116.7%	収支差額 ①-②	▲81,127	▲123,940	▲42,813	152.8%	原価率 ②/①	215.5%	335.2%	-	-	競合相手の利用料金も確認しながら、電気/物性/化学分析試験の検証作業を進めていく。
	予算	実績	差異 (予算-実績)	達成率																												
料金収入 ①	70,240	52,687	▲17,553	75.0%																												
事業費支出 ②	151,367	176,627	25,260	116.7%																												
収支差額 ①-②	▲81,127	▲123,940	▲42,813	152.8%																												
原価率 ②/①	215.5%	335.2%	-	-																												
9	49	(一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構) 埋埴試験の料金について	商工労働部	医療産業集積推進室 一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構	意見	<p>埋埴試験は、センターが実施している評価試験の中で最も高額であるが、当機構は埋埴試験の見積書作成に際し料金表記載の金額を使用することはないとのことである。料金表に記載の金額は埋埴試験の見積書作成の実務には利用されておらず、実務では諸経費の積み上げによって算定した見積額が試験委託者に提示され、条例が定めた上限は有名無実化している。</p> <p>条例に埋埴試験の料金の上限金額が定められている以上、それを念頭に見積書を作成すべきである。</p>	当該料金が適用できる試験には、同料金を用いて料金算定をしていく。																									
10	51	(一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構) センター利用状況について	商工労働部	医療産業集積推進室 一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構	意見	<p>当機構が事業報告書にて「利用状況」として記載している内容は利用料金の収入状況であり、基本協定書が別途記載を求めている「利用料金の収入実績」と実質的な違いはなく、情報に有用性はない。利用状況の記載について検討することが望まれる。</p> <p>なお、利用状況の報告には、KPI(重要業績評価指標)を設定するのが有効であろう。KPIは、達成したい目標を数値化することで明確化し、実行計画と結果報告をつなぐ役割を果たすとともに、目標と実績の差を分析することで対応策を検討し、翌年度の新たな目標が設定されるというPDCAサイクルを回すための道具となり得る。</p> <p>当機構は、公社等見直しに関する実行計画において、表①のような具体的な実施項目を設定している。これらの具体的措置は、例えば表②の様なKPIに置き換えることが可能である。</p> <p>県は、基本協定書第24条第1項において、当機構が行う管理運営実績(利用状況、収支状況、計画達成度等)を評価することとなっている。KPIを設定して達成したい目標を具体的な数値として事業計画書に明記し、事業報告書において計画達成度等を報告することは管理運営実績の評価にとっても有用と思われる。当機構にとってより有用なKPIの設定を検討することが望まれる。</p> <p>表①</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施項目</th> <th>具体的措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入の確保</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> GLP試験の実績を確実に積み上げるとともに、医療機器GLP適合施設として確固たる地位を築く。 これまで利用のあった企業のリピート率向上を図るほか、関係機関との連携強化等により新規利用者を獲得するための営業活動を実施する。 医療系専門学校における学生実習や臨床工学技士の単位取得認定実習等をセンターで継続的に行ってもらい、安定的な収入を確保する。 利用料金については、必要に応じて適宜見直しを行う。 </td> </tr> <tr> <td>サービスの向上と経費の削減</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 利用者へ提供するサービスの内容や質を充実させ、利用者アンケートを実施する等、顧客満足度の向上に取り組む。 施設及び設備等の適切な維持管理とサービスの向上に努めながら、運営経費について絶えず精査を実施し、経費削減を図る。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>表②</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>具体的措置</th> <th>KPIの例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>GLP試験実績の積み上げ</td> <td>GLP試験の実績件数</td> </tr> <tr> <td>リピート率の向上</td> <td>過去の利用企業のリピート利用件数</td> </tr> <tr> <td>新規利用者の獲得</td> <td>新規利用者の獲得件数</td> </tr> <tr> <td>顧客満足度の向上</td> <td>過去の利用企業のリピート利用件数</td> </tr> <tr> <td>経費削減</td> <td>残業時間数、経費削減案の提案数、削減金額</td> </tr> </tbody> </table>	実施項目	具体的措置	収入の確保	<ul style="list-style-type: none"> GLP試験の実績を確実に積み上げるとともに、医療機器GLP適合施設として確固たる地位を築く。 これまで利用のあった企業のリピート率向上を図るほか、関係機関との連携強化等により新規利用者を獲得するための営業活動を実施する。 医療系専門学校における学生実習や臨床工学技士の単位取得認定実習等をセンターで継続的に行ってもらい、安定的な収入を確保する。 利用料金については、必要に応じて適宜見直しを行う。 	サービスの向上と経費の削減	<ul style="list-style-type: none"> 利用者へ提供するサービスの内容や質を充実させ、利用者アンケートを実施する等、顧客満足度の向上に取り組む。 施設及び設備等の適切な維持管理とサービスの向上に努めながら、運営経費について絶えず精査を実施し、経費削減を図る。 	具体的措置	KPIの例	GLP試験実績の積み上げ	GLP試験の実績件数	リピート率の向上	過去の利用企業のリピート利用件数	新規利用者の獲得	新規利用者の獲得件数	顧客満足度の向上	過去の利用企業のリピート利用件数	経費削減	残業時間数、経費削減案の提案数、削減金額	(医療関連産業集積推進室) 管理運営実績の達成度を把握する上で、有用な方法であるのでKPIの設定について令和6年度までに検討していく。							
実施項目	具体的措置																															
収入の確保	<ul style="list-style-type: none"> GLP試験の実績を確実に積み上げるとともに、医療機器GLP適合施設として確固たる地位を築く。 これまで利用のあった企業のリピート率向上を図るほか、関係機関との連携強化等により新規利用者を獲得するための営業活動を実施する。 医療系専門学校における学生実習や臨床工学技士の単位取得認定実習等をセンターで継続的に行ってもらい、安定的な収入を確保する。 利用料金については、必要に応じて適宜見直しを行う。 																															
サービスの向上と経費の削減	<ul style="list-style-type: none"> 利用者へ提供するサービスの内容や質を充実させ、利用者アンケートを実施する等、顧客満足度の向上に取り組む。 施設及び設備等の適切な維持管理とサービスの向上に努めながら、運営経費について絶えず精査を実施し、経費削減を図る。 																															
具体的措置	KPIの例																															
GLP試験実績の積み上げ	GLP試験の実績件数																															
リピート率の向上	過去の利用企業のリピート利用件数																															
新規利用者の獲得	新規利用者の獲得件数																															
顧客満足度の向上	過去の利用企業のリピート利用件数																															
経費削減	残業時間数、経費削減案の提案数、削減金額																															
11	52	(一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構) 月次業務報告について	商工労働部	医療産業集積推進室 一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構	意見	<p>当機構が県に提出した各月の業務報告書を閲覧したところ、施設利用の状況に該当する記載は「2. センター利用状況」という項目であり、基本協定書が別途報告を求めている「利用料金の収入状況」と実質的な違いはなく、情報に有用性はない。月次の業務報告においても、KPIに基づく報告が望まれる。</p>	(医療関連産業集積推進室) 管理運営実績の達成度を把握する上で、有用な方法であるのでKPIの設定について令和6年度までに検討していく。																									

No.	頁	事項名	担当部局	担当課室等	指摘・意見の区分	指摘事項の内容	対応状況等																																																		
12	54	(一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構)委託金の設定について	商工労働部	医療産業集積推進室 一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構	意見	<p>当機構が県から受託している各事業のうち利益率の高い「課題解決型医療福祉機器等開発推進事業」について、当機構が県に提出した見積書と実績を比較した結果は下表のとおりである。実績が見積を下回った主な原因は、旅費(執行率9.4%)と負担金(執行率13.0%)である。これら事業費の執行が少なく済んだ理由について、当機構担当者からは「展示会は仕様書のとおり4回出展したが、他の事業と共同ブースとすることでブース設営費は少額で済み、県外はリモートで行うことで旅費が発生しなかったことによる」旨の説明を受けている。当機構は、担当者の工夫によって費用を大幅に削減しつつも、仕様書に記載された業務を履行し、県もその成果を確認している。</p> <p>県の医療機器関連の委託事業は当機構が単独随意契約で受託しており、県が入手する参考見積書は当機構のみが提出している。医療機器関連の事業を複数受託している強みを生かし、例えば上記事業のように複数事業を共同ブースとすることで経費削減が図れることを積極的に県に提案することが望まれる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内訳</th> <th>見積金額 ①</th> <th>実績 ②</th> <th>差異 ②-①</th> <th>執行率 ②/①</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費</td> <td>7,970</td> <td>6,824</td> <td>▲ 1,944</td> <td>85.6%</td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td>2,042</td> <td>191</td> <td>▲ 2,055</td> <td>9.4%</td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td>818</td> <td>1,635</td> <td>735</td> <td>199.9%</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>750</td> <td>358</td> <td>▲ 468</td> <td>47.7%</td> </tr> <tr> <td>負担金</td> <td>4,600</td> <td>600</td> <td>▲ 4,460</td> <td>13.0%</td> </tr> <tr> <td>その他事業費</td> <td>260</td> <td>381</td> <td>95</td> <td>146.6%</td> </tr> <tr> <td>事業費合計</td> <td>16,440</td> <td>9,988</td> <td>▲ 8,096</td> <td>60.8%</td> </tr> <tr> <td>一般管理費</td> <td>1,644</td> <td>999</td> <td>▲ 810</td> <td>60.8%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>18,084</td> <td>10,987</td> <td>▲ 8,906</td> <td>60.8%</td> </tr> </tbody> </table>	内訳	見積金額 ①	実績 ②	差異 ②-①	執行率 ②/①	人件費	7,970	6,824	▲ 1,944	85.6%	旅費	2,042	191	▲ 2,055	9.4%	消耗品費	818	1,635	735	199.9%	委託料	750	358	▲ 468	47.7%	負担金	4,600	600	▲ 4,460	13.0%	その他事業費	260	381	95	146.6%	事業費合計	16,440	9,988	▲ 8,096	60.8%	一般管理費	1,644	999	▲ 810	60.8%	合計	18,084	10,987	▲ 8,906	60.8%	引き続き、県とは情報の共有と密接な連携に努めていく。
内訳	見積金額 ①	実績 ②	差異 ②-①	執行率 ②/①																																																					
人件費	7,970	6,824	▲ 1,944	85.6%																																																					
旅費	2,042	191	▲ 2,055	9.4%																																																					
消耗品費	818	1,635	735	199.9%																																																					
委託料	750	358	▲ 468	47.7%																																																					
負担金	4,600	600	▲ 4,460	13.0%																																																					
その他事業費	260	381	95	146.6%																																																					
事業費合計	16,440	9,988	▲ 8,096	60.8%																																																					
一般管理費	1,644	999	▲ 810	60.8%																																																					
合計	18,084	10,987	▲ 8,906	60.8%																																																					
13	58	(一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構)事業費と管理費の按分等に関して	商工労働部	医療産業集積推進室 一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構	意見	<p>正味財産増減計算書内訳表の作成にあたり、水道光熱費を全額ふくしま医療機器開発支援センター運営事業の事業費として計上しており、他の事業や管理費には計上していない。また、減価償却費、役員報酬に関しては全額法人会計共通の管理費として計上されており、公益目的事業や事業費に計上していない。</p> <p>水道光熱費等の共通経費は事業費と管理費に配賦基準等により、適切に配賦するべきである。事業費と管理費に配賦するだけでなく、事業費の対象は複数の事業があるため、水道光熱費等の共通経費はそれぞれの事業に適切な配賦基準により配賦するべきである。</p> <p>なお、正味財産増減計算書内訳表の法人税、住民税及び事業税に関しては全体の法人税、住民税及び事業税の金額を税引前当期一般正味財産増減額の大きい上位5つの事業に各事業の税引前当期一般正味財産増減額の大きさに応じて配賦したとされているが、他に利益が生じている事業があるにも関わらず上位5つの事業とした根拠が不明であり、当該方法で配賦するのであれば、すべての利益が生じている事業に各事業の税引前当期一般正味財産増減額の大きさに応じて配賦するべきである。</p>	令和4年度決算から、水道光熱費については各事業に配賦する方法に変更した。また、法人税、住民税及び事業税に関しても、利益が生じている事業に各事業の税引前当期一般正味財産増減額の大きさに応じて配賦する方法に変更した。																																																		
14	65	(一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構)固定資産と現物の照合に関して	商工労働部	医療産業集積推進室 一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構	意見	<p>財務規程第32条に「毎事業年度1回以上、固定資産台帳と現物とを照合」する旨の記載がある。現状、財産管理簿には管理担当者が記載された定期的に照合を行っているが、財産管理簿には固定資産台帳と現物の照合を行った日付の記載はなく、すべての固定資産について毎事業年度1回以上、固定資産台帳と現物とを照合していない。当機構の担当者からのヒアリングによると、結果として数年ですべての固定資産を固定資産の台帳と現物を照合しているが、そのためのスケジュールリングは行っていない。毎年すべての固定資産について固定資産台帳との照合をするのが難しいのであれば固定資産毎に、いつ固定資産台帳と現物と照合を行うのかあらかじめ決めて、計画的に固定資産台帳と現物の照合を行い、財産管理簿には固定資産台帳と現物の照合を行った日付を記録するべきである。</p>	計画的に固定資産台帳と現物の照合を行うための記録シートを作成し、令和5年度から実施する。																																																		
15	76	(公益財団法人ふくしま緑の森づくり公社)政策金融公庫への借入利息の支払いについて	農林水産部	林業振興課 公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社	意見	<p>当公社は、令和4年3月末現在、株式会社日本政策金融公庫(以下「政策金融公庫」という。))に対する借入残高が13,963,210千円ほどあり、当該借入れからの利息を含め借入利息を240,850千円(令和3年度)ほど支払っている。当公社の政策金融公庫からの借入れについては、県と政策金融公庫の間で、県が損失補償するという契約、つまり、当公社が政策金融公庫への借入金の返済をできなくなった場合は、県がその返済を肩代わりするという契約を結んでいる。このため、政策金融公庫の当公社に対する貸付金が回収不能になるリスクは皆無と見てよく、それにも関わらず当公社が多額の借入利息を支払うのは非合理である。</p> <p>その一方、当公社は、県からの借入れも行っているところ、この借入れは無利息である。この点、当公社は県と借入れにつき協定を結んでいるが、その協定上、県からの借入れの増額について、特段、制限する事項はない。このため、当公社は、県からの追加の借入れを原資として、政策金融公庫への借入金を返済していけば、利息の支払いを減らすことができる。</p> <p>上記、監査人の意見に対して、当公社は、支払利息の縮減は政策金融公庫との契約に基づき繰上償還の対象となる事由に該当する分収林契約の契約解除(合意解約)によって行う方針としている。</p> <p>しかし、多額の利息を支払い続けるべきではなく、上記公社の方針に加えて、利息の縮減のための交渉(任意の繰上償還)を行うべきである。もっとも、政策金融公庫からの借入金そのものを減額するには、県からの借入れを増額しなければならず、県側の理解も必要である。</p> <p>本報告書の意見を契機として、当公社・県・政策金融公庫の三者間での交渉の場を設け、県の補償を最大限加味した利息の再設定や福島県内の銀行・信金・信組から借り入れた場合との比較のシミュレーションなどを行い、利息の縮減に向けて努力してほしい。</p>	当公社では、経営改善計画(第2次緑の森づくり新生プラン)において、経営改善積立資産を原資として政策金融公庫借入金の繰上償還による利子負担の軽減に取り組んでおり、今後も契約者への丁寧な説明により御理解を得ながら不成績林等に係る契約解除による繰上償還を進めて行くとともに、積立資産取崩後の新たな償還原資についての検討や県との協議を行って参りたい。 <p>また、任意の繰上償還については、どのような条件が揃えば実現可能となるか公庫及び県と意見交換を進めるとともに、上述した義務的な繰上償還と同様に償還原資の課題について検討して参りたい。</p>																																																		
16	78	(公益財団法人ふくしま緑の森づくり公社)信用状況の調査について	農林水産部	林業振興課 公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社	意見	<p>当公社の請負等指名委員会運営要領において事業者の指名基準を以下のように定めている。 【請負等指名委員会運営要領より】 (指名基準) 第3条 指名競争入札に参加する者を選考し又は決定する場合の基準は、会計処理規程第81条の規定によるほか、次の第1号及び第2号に掲げる者に該当し、かつ第3号または第4号のいずれかに該当する者から選定する。 (1)当該入札に係る契約を締結する能力を有する者及び破産者でない者(復権した者を含む。) (2)当公社が認定を受けている森林整備合理化計画で計画の施工受託者になっている者 (3)その場に精通し、過去に、その現場で優良な施工実績のある者 (4)3以外の者で、技術力があり、契約期間内に安全に施工する能力があると認められる者</p> <p>これについて、第3条第1項第1号の定めについては、事業者の財政状態及び経営成績等に裏付けられた定量情報である信用状況調査が含まれるものと考えられる。</p> <p>この点、当公社では、原則として県の森林整備業務競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。))に掲載されている業者から指名業者を選定しており、間接的に信用状況を加味した指名業者選定となっている。しかしながら、名簿に登録されていない業者を選定するに当たっては、当公社の指名基準により過去の事業実績等の定性情報を加味して指名業者の選定を行っているのみであり、信用状況調査は行われていない。名簿に登録されていない業者を選定する場合には、過去の定性情報だけではなく事業者の信用状況調査を実施すべきである。</p>	指名競争入札の参加者の選考は、「確実な契約履行」及び「確実な契約締結」ができる業者を選ぶために実施しており、公社事業における相手方の「契約履行」及び「契約締結」の過去の実績が重要と考えるが、県の森林整備業務競争入札参加資格者名簿に登録されていない業者の場合には、当該業者の事業遂行能力を確認の上選定することとする。																																																		
17	79	(公益財団法人ふくしま緑の森づくり公社)請負契約に係る入札保証金及び契約保証金について	農林水産部	林業振興課 公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社	意見	<p>当公社の会計処理規程において入札保証金及び契約保証金(以下「保証金」という。))の扱いを以下のように定めている。 【会計処理規程より】 (保証金) 第84条 公社は、競争入札に加わろうとする者から、予定価格の100分の5以上の入札保証金を、契約する者から100分の10以上の契約保証金を収めさせなければならない。 2 競争入札に加わろうとする者又は契約を締結する者の信用が確実であり、理事長が特に認めた場合には、前項の規定にかかわらず入札保証金又は契約保証金の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>当公社の請負契約に係る保証金の取り扱い、閲覧した全ての請負契約について上記会計処理規程第84条第2項に該当するとして、保証金を免除している。会計処理規程上は、保証金の全部又は一部を免除する場合には、競争入札に加わろうとする者又は契約を締結する者の信用が確実であることが前提条件となっている。この点、当公社は、前述のとおり、名簿に登録されていない業者については過去の事業実績等の定性情報をもって信用があるとしており、信用状況調査は実施していない。保証金を免除するのであれば、定性情報のみならず信用状況も加味して信用が確実かどうか決定することが望ましいと考えられる。</p>	入札保証金及び契約保証金の徴収の目的は「確実な契約履行」及び「確実な契約締結」であるため、公社事業における相手方の「契約履行」及び「契約締結」の過去の実績が重要と考えるが、令和6年度事業発注前までに、入札参加資格と併せて検討していく。																																																		
18	80	(公益財団法人ふくしま緑の森づくり公社)公社造林GIS航空レーザー測量データ搭載委託業務について	農林水産部	林業振興課 公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社	意見	<p>当該業務の関係書類を確認したところ、福島県の財務規則に準拠し単独随意契約であるところ、予定価格の決定のために一度株式会社パスコ福島支店から見積書を取得し、再度同社より見積書を取得し、「内容審査の結果、予定価格の範囲内なので」として委託契約を締結している。予定価格決定に当たっては、見積金額の労務単価が県の労務単価と比較して同等以下であること等を検討しているとのことであるが、その検討状況が文書化されておらず予定価格決定のプロセスを確認することができなかった。予定価格決定のプロセスを明確にするためにも、見積金額の検討状況を文書化すべきである。</p>	令和5年度の公社GIS追加業務委託の予定価格決定にあたっては、参考見積りも徴収後、見積金額の妥当性の検討内容及びそれに基づく予定価格の決定について、文書化を図り理事長(専務理事専決)決裁を受けるように改めた。																																																		
19	89	(公益財団法人ふくしま緑の森づくり公社)森林資産の回収能力見込額の計算方法について	農林水産部	林業振興課 公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社	意見	<p>当公社では公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社会計処理規程第34条に基づいて、決算書の6 財務諸表に対する注記 5 資産の評価に関する事項 (3) 森林資産情報に関する事項 ① 森林資産の貸借対照表価額と回収能力見込額において、標準伐期齢以上の森林資産の回収能力見込額を15,795百万円と記載している。当該金額の算定根拠資料を確認したところ、計算過程において林齢の面積に林分材積表を参照した数値を乗じて材積を算定するが、林分材積表の数値を参照するときに、アカマツの林齢80年の数値を参照するべきところを林齢75年の数値を参照する、分収育林のアカマツの浜通りの数値を参照すべきところを通りの数値を参照するといった誤りが散見された。回収能力見込額は事業運営の重要な情報となるため、正確な計算を心掛けるべきである。</p>	令和4年度の決算書作成の際には、回収能力見込額の計算をするにあたり、林分材積表の参照先の誤りを訂正し、正確な計算を行うよう改めた。																																																		

令和4年度包括外部監査報告書 意見一覧

No.	頁	事項名	担当部局	担当課室等	指摘・意見の区分	指摘事項の内容	対応状況等
20	89	(公益財団法人ふくしま緑の森づくり公社) 主伐の実施時期の決定について	農林水産部	林業振興課 公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社	意見	当会社では、森林経営計画制度に基づき、令和4年度から令和4年3月29日付けで福島県知事の認定を受けた森林経営計画(認定番号3-1、計画期間:令和4年4月1日～令和9年3月31日)により保育施策を実施している。森林経営計画制度においては計画書の主な記載事項として伐採(主伐・間伐)、造林及び保育の実施計画が含まれるが、当該計画書には主伐の計画に関しては令和5年3月期の記載しかない。当会社造林地の平均年齢は約40年生となったところであり、令和5年3月期から主伐が開始されれば、主伐収入は段階的に増加することが見込まれる。経営目標を明確にし、どれだけ補助金が必要になるのかを示すためには翌年の主伐の実施時期を明確にするだけでは十分ではない。 また、公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社会計処理規程第33条に記載されているとおり、主伐時期に応じた一定の林齢に達した森林資産は、その将来の経済的便益が著しく下落したときは、その回復の見込みがあると認められる場合を除き、その取得原価を正味売却価額まで減額する必要がある。林業公社会計基準注解(注24)には、「主伐時期に応じた一定の林齢に達した森林資産」とは、公社が森林法に基づき定めた森林施策計画などにおいて主伐時期が明確になった時点を増減の認識を行うに適切な時期と捉える旨の記載があり、また、正味売却価額の著しい下落とは、時価が帳簿価額から概ね50%を超えて下落している場合をいう旨が記載されている。森林経営計画において翌年に主伐を受けたその森林資産の場合、日時、状況等に関する事項を文書等で残し、当会社が検証可能な状態で記録に残すべきである。 当該意見に対する当会社の意見は、「森林資産の現地調査等の記録・報告を受けた時点で文書等の記録に残すべきとの監査人意見については、現地調査や報告があった都度ではないものの、毎年、変更のあった状況については契約地の一覧表や施業園を修正しており、それによって資源管理は適正に行っていると考えている」とのことである。公社で把握している森林資産の状況と実際の森林資産が整合していることを網羅的に確認するため、変更がなかった箇所についても実際の森林資産を確認した旨を文書等で保存することが必要であると考え。また、現地調査方法に関して、当社は広大な面積の森林を管理しており、担当者等が実際に現地へ行って確認するには限界があることから、効率的な調査のためにドローンの活用等も検討に値すると思われる。	主伐(皆伐)の実施時期については、皆伐後の再造林の義務が課される土地所有者との調整や木材価格等、状況を鑑みて決定する必要があり、決定までに時間を要する場合も想定されるが、皆伐を実施する5年程度前を目標に伐採時期を明確にするよう、令和6年度中を目途に内規の整備等を検討していく。
21	92	(公益財団法人ふくしま緑の森づくり公社) 固定資産の管理について	農林水産部	林業振興課 公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社	意見	固定資産の現物実査を行ったところ、現物実査を実施したすべての固定資産に関して資産コード等の記載事項が「印字されたシールが貼られておらず、固定資産台帳と現物の対応関係が明確ではないものがあった。特にパソコンは個人情報等を含めた機密情報が含まれている場合もあるためその管理は慎重に行う必要がある。固定資産に資産コード等を印字したシールを貼る等により、固定資産台帳と現物の対応関係を明確にして固定資産管理を行うことを要する。	パソコンに資産コード、取得年月を印字したシールを貼付する等により、固定資産台帳と現物の対応関係を明確にして固定資産管理を行っていく。
22	96	(公益財団法人ふくしま緑の森づくり公社) 森林資産の管理について	農林水産部	林業振興課 公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社	意見	当会社では令和4年3月末時点で分収造林地契約17,787.61ha、分収育林地契約50.12haであり、広大な面積の森林を管理している。そして、その契約地の森林資産の貸借対照表計上額は66,522百万円である。令和4年3月末の総資産は67,144百万円であり、森林資産の金額的重要性は高く、一定期間で網羅的にその現地調査をするべきと考えられる。当会社の担当者からのヒアリングによると定期的に契約地の森林の現地調査を実施しているが、契約地が広大であるため、森林資産の近隣の森林組合等に現場視察を依頼するなどにより結果として10年ほどすべての森林資産の現地調査等を実施しているとのことである。森林組合等に依頼して森林資産の現地調査を行っているのであれば、報告を受けた時点でその森林資産の場所、日時、状況等に関する事項を文書等で残し、当会社が検証可能な状態で記録に残すべきである。 当該意見に対する当会社の意見は、「森林資産の現地調査等の記録・報告を受けた時点で文書等の記録に残すべきとの監査人意見については、現地調査や報告があった都度ではないものの、毎年、変更のあった状況については契約地の一覧表や施業園を修正しており、それによって資源管理は適正に行っていると考えている」とのことである。公社で把握している森林資産の状況と実際の森林資産が整合していることを網羅的に確認するため、変更がなかった箇所についても実際の森林資産を確認した旨を文書等で保存することが必要であると考え。また、現地調査方法に関して、当社は広大な面積の森林を管理しており、担当者等が実際に現地へ行って確認するには限界があることから、効率的な調査のためにドローンの活用等も検討に値すると思われる。	植栽からある程度の期間が経過した造林木の生育は極めて緩慢であり、直径は年に数ミリ程度しか増加しない一方、木材の取引は2cm割約した直径で行われるため、資産としての価値は10年経てようやく変わるか変わらないかという状況である。このため、何らかの災害が発生した場合や施業を行った場合等を除いて、契約地内の資産としての造林木の状況が年単位で変化することはなく、変更のあった状況について記録に残すことで必要十分な資源管理になっていると考える。 なお、効率的な現地調査については、現在、令和6年度に地上レーザー計測機器の導入を計画しており、計画案が認められ同機器が導入されれば調査に要する期間の短縮が期待できる。
23	99	(公益財団法人福島県文化振興財団) 重要な取引等について理事会で決定の可否の検討	企画調整部	文化振興課 公益財団法人福島県文化振興財団	意見	当財団が準拠しなければならない一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第90条第4項は、重要な財産の処分及び譲受け(1号)、多額の借財(2号)等を例示とする重要な業務執行の決定を理事会から理事に委任することができない、と定めている。 この条項の趣旨は、重要な業務執行については理事の専決とはせず、合議体をもって慎重な検討を促すという点である。当財団は、定期的に理事会を開催(書面での開催も含む)し、「事業計画」や「補正予算」「決算」の承認、代表理事の選任等を行っているものの、個々の具体的な取引の決定については理事会での決定をしていない。また、決裁権限規程には、理事長以下各役職が専決とすべき事項の定めはあるが、理事長のみでは決定できず理事会の決定に委ねなければならない事項までの定めはない。 第90条第4項の文言で「重要な業務執行」とはなにか、「重要な財産」「多額の借財」はどの範囲かといった解釈が問題となるため、当財団の規模と取引の金額、取引期間及び取引の特性等を踏まえ妥当な点を模索し、決裁権限規程に「理事会で決定しなければならない事項」として定めるべきである。例えば、長期で高額になるリース契約や業務委託契約などは理事会の決定を得るべきと考える。	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第90条第4項に基づく「理事会で決定しなければならない事項」の基準について、R4年度の理事会で定めた。
24	120	(公益財団法人福島県文化振興財団) 繰延税金資産について	企画調整部	文化振興課 公益財団法人福島県文化振興財団	意見	当財団では令和3年度の計算書類の貸借対照表に流動資産及び固定資産にそれぞれ賞与引当金、退職給付引当金に係る将来減算一時差異1,784,642円、28,213,254円を繰延税金資産として計上している。繰延税金資産を計上する場合、その回収可能性を判断するために、「収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得」、「タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得」、「将来加算一時差異」に基づいて将来の税金負担額を軽減する効果の有しているかどうかを判断する必要がある。しかし、当財団ではこれらに関する検討を行っていない。繰延税金資産を計上するにあたっては、繰延税金資産の回収可能性について検討するべきである。 また、「公益法人会計基準に関する実務指針 II. Q&A 10. 税効果会計(3) 税効果会計を適用する場合の法人税等に関する財務諸表の表示 Q56」には、貸借対照表において繰延税金資産はその他固定資産の区分に表示する旨が記載されている。当財団では繰延税金資産が、貸借対照表の流動資産と固定資産にそれぞれ計上されているが、固定資産のその他固定資産に一括して表示するべきである。	R4年度内に税効果会計の適用を見直し、R4年度決算で繰延税金資産の解消を行った。今後繰延税金資産を計上する場合は、回収可能性を検討することとする。
25	120	(公益財団法人福島県文化振興財団) リースの会計処理について	企画調整部	文化振興課 公益財団法人福島県文化振興財団	意見	当財団では、令和3年12月14日下記に記す契約を締結しSOMAシステム等賃貸借に関して通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている。 当該SOMAシステムに関して賃借料の支払いを通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理している。なお、当時指導を受けていた会計事務所と相談して通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理をしたとのことである。 当該システムは、当該物件を現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額は税抜16,000千円である。リース取引に関する会計基準の適用指針には、ファイナンス・リース取引に該当するかどうかについて、解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値が、当該リース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額の概ね90%以上であればファイナンス・リース取引に該当する旨の記載がある。リース取引に関する会計基準の適用指針には、現在価値に割戻す割引率に関しては追加借入に適用されると合理的に見積られる利率である旨が記載されており、当財団は借入金がないため単純には割引率を見積もることはできないが、福島県の他の外郭団体の借入金の利息を参考にすると2%以下であると思われる。リース料445千円、リース期間36か月、割引率2%で現在価値を計算した場合にはリース開始時の割引現在価値は15,536千円であり、ファイナンス・リース取引に該当する。そのため、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うのではなく、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う必要がある。 なお、公益法人会計基準には、ファイナンス・リース取引について、取得したリース物件の価額に重要性が大きい場合、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる旨の記載がある。リース取引に関する会計基準の適用指針には、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができるのはリース料総額が300万円以下のリース取引としており、リース料総額の金額的重要性を判断するにあたり300万円が一定の基準となる。契約金額の支払総額が17,622千円の当該リース取引に関してはリース物件の価額の重要性が乏しいとはいえず、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うべきである。	R4年度内に売買取引に係る方法に切り替える会計処理を行った。
26	121	(公益財団法人福島県文化振興財団) 事業収入に関する各事業への配賦に関して	企画調整部	文化振興課 公益財団法人福島県文化振興財団	意見	令和3年度の正味財産増減計算書内訳表の法人会計に関して、事業収入が85,500千円配分され、その結果法人会計の税引前当期一般正味財産増減額が44,596千円、つまり法人会計が黒字となっている。なお、令和元年度の法人会計の税引前当期一般正味財産増減額は27,352千円、令和2年度の法人会計の税引前当期一般正味財産増減額は 45,564千円であり、恒常的に法人会計で多額の黒字が発生していると言える。将来において管理部門の設備投資が予定されている場合など管理部門強化のために財源が必要な場合には、合理的な計画の下に、必要な範囲内で法人会計を黒字とすることはあり得るが、当財団においては、このようなケースには該当しない。公益法人制度等に関するよくある質問(FAQ)問V-8-①(法人会計の黒字)に記載のとおりの合理的な理由がないにも関わらず、法人会計に多額の黒字が恒常的に発生するような状態は、適切ではないと考えられる。 当財団の担当者からのヒアリングによると、当財団では令和2年度において退職給付引当金と退職給付引当資産の金額が一致しておらず、退職給付引当資産の積み立て不足額を解消するために、法人会計に事業収益を優先的に配賦したとのことである。令和3年度の正味財産増減計算書内訳表の各事業で最も利益が大きい事業が法人会計であり、正味財産増減計算書内訳表が各事業の業績を適切に反映しているとは言えない。令和3年度の貸借対照表では退職給付引当金と特定資産の退職給付引当普通預金が一致し、退職給付引当資産の積み立て不足が解消された。以後、事業収入は法人会計に優先的に配賦するのではなく、各事業へ合理的な配賦基準に基づき配賦するべきである。	R4年度以降の事業収入は合理的基準にもとづき、各事業に配賦することとした。
27	122	(公益財団法人福島県文化振興財団) 福島県に寄付した設備の会計処理に関して	企画調整部	文化振興課 公益財団法人福島県文化振興財団	意見	当財団は令和3年度に文化センター利用者の利便性を向上させるために福島県文化センターのWi-Fi他配線及びLAN専用配線工事を発注し、1,672千円(税込)を支払った。工事後完了後、令和4年3月30日に当該設備一式を福島県に寄付した。当財団は当該一連の取引に関して、修繕費1,672千円(税込)として会計処理を行った。当該一連の取引は固定資産の取得と固定資産の寄付であり、修繕費として会計処理するのは適切ではない。固定資産の取得と寄付金として会計処理するべきである。	県に寄附した工事についてはR4年度から固定資産の計上と寄付金支出の会計処理を行うこととした。
28	126	(公益財団法人福島県文化振興財団) 固定資産台帳の内容について	企画調整部	文化振興課 公益財団法人福島県文化振興財団	意見	固定資産台帳に、資産名:一眼カメラ 取得年月日:R4/3/18、取得価額:635,800円と記載があるが、当該資産は一眼カメラを2台購入した合計額を取得価額に記載している。他の固定資産台帳の複数台同じ備品を購入したものと同時に資産名をそれぞれ、一眼カメラ1、一眼カメラ2と取得価額をそれぞれ317,900円とするべきである。また、資産名:AED 取得年月日:R4/3/30、取得価額:1,023,000円と記載があるが、当該資産はAED3台購入した合計額を取得価額に記載している。他の固定資産台帳の複数台同じ備品を購入したものと同時に資産名をそれぞれ、AED1、AED2、AED3とし、取得価額をそれぞれ341,000円とするべきである。	複数台ある固定資産については、R4年度から一台ずつ台帳に記載することとした。

令和4年度包括外部監査報告書 意見一覧

No.	頁	事項名	担当部局	担当課室等	指摘・意見の区分	指摘事項の内容	対応状況等
29	126	(公益財団法人福島県文化振興財団) 固定資産台帳の所在地に関して	企画調整部	文化振興課 公益財団法人福島県文化振興財団	意見	公益財団法人福島県文化振興財団経理規程第51条には、固定資産台帳には固定資産の種類、名称、所在地、数量、取得価格、減価償却額、簿価等の記録を行う旨の記載があり、当財団が作成した固定資産台帳に所在地が記載されている。そのうち所在地に山下分庁舎設置と記載されている固定資産に関して、山下分庁舎は2階建ての建物が3棟あり、山下分庁舎設置とだけ記載されているも山下分庁舎のどこにあるかを調べるのは容易ではなく、さらに上記「固定資産の管理」について【指摘】に記載したことと関連するが、資産コードを印字したシールが貼られていない場合には管理するのが難しいと思われる。固定資産台帳の所在地に関して、どの建物の何階にあるのかといったより詳細な情報を記載するべきである。	R4年度内に、固定資産台帳の所在地欄に建物の階数など、より詳細な情報を記載した。
30	128	一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構の補助金及び今後について	商工労働部	医療産業集積推進室 一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構	意見	令和3年度の当機構への県補助金は78,157千円、県受託金804,851千円でこれらの合計883,008千円は経常収益1,053,073千円の約8割に相当する。その結果、税引前当期一般正味財産増減額は106,578千円の黒字で、これに対する法人税、住民税及び事業税は43,945千円で、うち法人税27,525千円、地方法人税2,835千円が国へ支払われた。県補助金や県受託金が外郭団体を通じ法人税等として国に支払われるのは県民目線から違和感を持つと言わざるを得ない。 特に、当機構は福島県医療機器産業推進事業費補助金57,310千円を受け取っているが、そもそも、管理部門の事務等経費(一般管理費)は本来、事業収入や委託料等で賄われるべきものである。県が委託費を算定する際に一般管理費を考慮しているのはそのためである。当機構の運営上、補助金の交付はやむを得ないと判断する場合であっても、実績報告に係る書類を十分確認のうえ、その額は経常支出を事業収入や委託料等で賄いきれない最小限に留めるべきであると考ええる。 また、当機構は、段階的に人的側面、金銭的側面での自立的な運営が可能となることを目指して公益法人ではなく、一般財団法人として設立されているが、現状、福島県医療機器産業推進事業費補助金として医療機器に関する安全性評価と事業化支援並びに医療機器に関する医療従事者等への研修等を行う場合に要する経費として、「公租公課」「渉外費」「減価償却費」以外の管理部門における人件費や外注費の他、機構の運営に必要な経費を補助対象経費としており、上に記載したとおり令和3年度において福島県は当機構に当該補助金57,310千円を交付している。短期的な見直しは難しく、当該補助金を減らしていく具体的な計画はないとのことである。 当機構は競争する民間企業がある中で、平成25年に県により設立され、コロナ禍を経て、設立から9年が経過している。今後期限を区切り、人的側面、金銭的側面での自立的な運営が可能であるかを判断し、公益法人への移行等、組織改革を実施する必要があると考える。さらに、場合によっては今後の方向性を抜本的に再検討することも必要である。	(医療産業集積推進室) 福島県医療機器産業推進事業費補助金によるふくしま医療機器産業推進機構への補助については、機構の受託料収入、一般管理費収入の状況等も踏まえ、医療関連産業の集積・育成という県の政策目的を達成するため、必要な額を交付していく。 当法人の組織のあり方については、公益財団法人化も視野に入れ調査中であるが、公益財団法人化によるメリット・デメリットと、一般財団法人のまま運営するメリット・デメリットを比較・検討しながら判断してしていく。
31	128	一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構の管理業務委託料の精算について	商工労働部	医療産業集積推進室 一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構	意見	当機構の令和3年度の指定管理事業の事業収益は150,825千円(対計画▲76,615千円、達成率66.3%)、人件費は227,752千円(対計画▲62,632千円)となっている。 事業収益の減少は、令和4年度公社等点検評価表の〔一次点検評価:公社等の自己点検〕によれば、「緊急事態宣言により生物試験での県外企業の往来ができず試験数が大幅に減少」したことと生物試験の料金収入が61,199千円(対計画▲66,801千円、達成率47.8%)となったことが主な理由である。 人件費の減少に関しては、公社等点検評価表の〔一次点検評価:公社等の自己点検〕の経費削減の取組には記載がなかったため、当機構担当者に質問したところ「採用を計画していた人員を確保できなかったこと、病欠者が発生したこと、収益部門の稼働が低調となったこと」が主な要因とのことである。 県は、センターの指定管理者である当機構に対して管理業務委託料(指定管理料)を支払っており、令和3年度の管理業務委託料は527,071千円である。管理業務委託料については、基本協定書に以下の記載がある。 【基本協定書】 (費用の支払い) 第6条 甲(福島県)は、乙(機構)に対して管理業務に係る費用を支払うものとする。 2 指定期間における前項の管理業務に係る費用の総額は、2,368,836千円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。 3 各年度の管理業務に係る費用の額は、別途年度協定により定めるものとする。 (費用の精算) 第9条 第6条第3項により定めた管理業務に係る費用の額は、当該年度における管理運営に要した費用及び利用料金その他の収入に増減があった場合にも増額又は減額しないものとする。ただし、乙の経営努力によると認められない人件費の減額については、当該年度終了後、過剰な金額を管理業務に係る費用の額から減額するものとする。 当初計画していた人員を確保できないなかで、当機構の職員が努力と工夫を重ねたことで人件費が減少したことは事実であろうが、緊急事態宣言によって収益部門の稼働が計画を大きく下回ったことも人件費減少の大きな要因であろう。 基本協定書第9条第1項ただし書によれば「乙(機構)の経営努力によると認められない人件費の減額については、当該年度終了後、過剰な金額を管理業務に係る費用の額から減額するものとする」とされている。 当機構の経営努力によって人件費が減少した部分があることは否定しないが、仕事が減ったことによる人件費の減少も含まれており、すべてが経営努力によるものとは言えないであろう。 しかし、令和3年度はすべて経営努力によるものと認められて減額は行われていない。基本協定書第9条第1項ただし書の判定について、今一度検討する必要があると考える。	(医療産業集積推進室) 基本協定書第9条ただし書きの適用の判定については、実際の運営状況を確認しながら、適切に判断していく。
32	129	公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社の借入について	農林水産部	農林総務課 林業振興課 公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社	意見	公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社は、令和4年3月末現在、政策金融公庫に対する借入残高が13,963,210千円ほどあり、当該借入れからの利息を含め借入利息を240,850千円ほど支払っている。一方、県からの借入れも行っており、この借入は無利息である。県からの借入れについては、ふくしま緑の森づくり公社事業資金貸付要綱に基づいているが、その要綱上、借入れの増額について、特段、制限する条項はない。このため、当公社は、県からの追加の借入れを原資として、政策金融公庫への借入金を返済していけば、利息の支払いを減らすことができる。 森林資産の回収期間が長期になることから、借入金が多額になることは致し方ないことではある。しかし、事業開始当初と比較すると木材価格は著しく下落しており、投資資金をすべて回収することは厳しい状況であると言わざるを得ない。 県は政策金融公庫からの借入に対し損失補償をしており、借入の返済資源が得られない場合は県が負担することになる。また、現実として当公社の支払利息はすべて県が補助金で負担している。これまでも県は公社に対して財務的な支援をきているが、今後は、支払利息を少しでも減らすべく、県及び当公社が一体となって利息の縮減のための交渉(県への借換を前提とした任意の繰上償還等)を政策金融公庫と行っていくことも必要になってくると考える。	当公社としては、現在取り組んでいる義務的な繰上償還の原資である経営改善積立資産が枯渇した後の原資をどうするか重大な課題であると認識している。 意見にある県からの借入金の増額については、平成27年度に公庫償還金に係る県の支援の仕組みをそれまでの県借入金から県補助金へ変更している経緯を踏まえ、借入金の増額よりは既存の償還補助金等の仕組みの活用を検討し、県との協議を進めて参りたい。 また、任意の繰上償還については、どのような条件が揃えば実現可能となるか公庫及び県と意見交換を進めるとともに、上述した義務的な繰上償還と同様に償還原資の課題について検討して参りたい。 なお、現在、当公社においては、経営改善計画(第2次緑の森づくり新生プラン)「計画期間 平成31年度～令和5年度」に基づき、経営改善に向け取り組みを進めているところ。今年度、次期経営改善計画「計画期間 令和6年度～令和10年度」の策定作業を進めており、効率的な森林整備や公社運営のコスト削減、新たな収入確保等に取り組み、経営改善を図る。
33	130	公益社団法人福島県文化振興財団に関して「とうほうみんなの文化センター」の大ホールが長期使用不能である状況について	企画調整部	文化振興課	意見	公益財団法人福島県文化振興財団の主な業務である指定管理の対象となる「とうほうみんなの文化センター」では令和4年3月16日の地震の影響により大ホールの使用ができない状況が続いている。これに関して県では修繕等の計画を策定中であり、使用再開の時期も明らかになっていないため、当財団も事業計画が立てられていない。事業計画作成は当財団にとっても財務上重要なものであり、将来の収益計画が立てられない事業という意味では他の民間業者であれば当該指定管理から撤退も考えられる状況である。県は当該施設の使用開始予定時期等を早期に指定管理者である当財団へ示す必要がある。ただし、通常であれば修繕計画となるところであるが、「とうほうみんなの文化センター」は昭和45年に建築され、建築から50年以上が経過しており、視察した結果、外観・内部共に老業化がかなり進んでいる印象であった。県としては長寿命化指針により目標使用年数は70年としているものの、築50年の建物に多額の修繕を掛けてまで使用するべきなのか、築年数から考えて今回延命したとしても更なる修繕費が多額に発生することは明白であり、大変難しい問題ではある。県は投資効率も勘案し、指定管理者たる当財団、県民等の意見も聞きつつ近隣の同様の施設の有無・状況を加味し、今後の施設の在り方について十分検討した上でなるべく早くに計画を示すべきと考える。	県民の文化活動を支える文化センターの機能を維持するため、まずは大ホールの改修を進め現施設を有効に活用していく。